

株 主 各 位

大阪府四條畷市中野新町10番20号

株式会社 トーアミ

代表取締役社長 北川芳仁

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成29年6月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府四條畷市中野新町10番20号 当社本社3階会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | <ol style="list-style-type: none">第78期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件第78期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決議事項

<会社提案：第1号議案から第8号議案まで>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第8号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給の件

<株主提案：第9号議案から第11号議案まで>

- 第9号議案 定款の新設の件
- 第10号議案 剰余金の処分の件
- 第11号議案 取締役1名解任の件

4. 議決権行使にあたってのご注意

本総会におきましては、上記のとおり株主提案がなされており、その内容は後記の株主総会参考書類の第9号議案から第11号議案までに記載しておりますが、取締役会としてはこれらの議案に反対しております。

<第1号議案及び第10号議案の議決権行使に関する注意事項>

第10号議案は第1号議案の会社提案と両立しないため、賛否の表示はいずれか一方に行ってください。

共に賛成された場合は、第1号議案及び第10号議案への議決権の行使はいずれも無効として取り扱わせていただきます。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.toami.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、中国の政策投資や米国新政権への期待感などによる世界経済の回復を受け、輸出企業の業績改善とともに企業収益も高い水準を維持したことから、製造業を中心に設備投資も堅調に推移し、復興・防災事業などによる公共工事の本格化と雇用所得の改善による個人消費の持ち直しとが相まって、国内景気の緩やかな底上げを促しました。

一方、英国のEU離脱や欧米を中心に広がる保護主義の台頭、中東・朝鮮半島における政治情勢への不安などから、世界経済の先行きに不確実性と不透明感を残すこととなりました。

当社グループの主な事業分野である建設・土木業界におきましては、首都圏を中心にオリンピック関連事業に係る建設需要の増加が見込まれ、建設業全般としても着実な回復基調を辿りました。

しかしながら、当社の主力分野である民間非住宅建設投資におきましては、近年着工面積が緩やかに回復しつつあるものの、中長期的には鉄骨建築及び鉄筋コンクリート建築の縮減傾向が続き、そのため鉄筋需要自体も減少しつつあることから、価格競争が継続し、結果として受注採算の悪化を招き、売上高及び出荷数量を絞り込まざるを得ない側面も生じました。

このような環境において当社グループは、採算重視の営業方針のもと、小口受注と選別受注を優先しながらトーアミCDメッシュなどの戦略製品の投入にも注力してまいりましたが、当社グループの当期の売上高は、111億92百万円（前期比17.1%減）となりました。

損益面におきましては、材料線材の調達管理を徹底し、製造コスト及び経費の削減にも引き続き取り組むとともに、鋭意販売価格の改善を図り利益率の向上に努めましたが、急激な材料価格の高騰により製造コストが上昇し、その結果、営業利益は2億43百万円（前期比30.4%減）となり、経常利益は3億51百万円（前期比13.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億39百万円（前期比6.4%減）となりました。

当社グループの売上高を品目区分別に示すと、次のとおりであります。

区 分	第 77 期 (平成28年 3 月期)	第 78 期 (平成29年 3 月期)	前 期 比 増 減	
	金 額	金 額	金 額	増減率
土 木 建 築 用 資 材	千円 13,499,339	千円 11,192,599	千円 △2,306,739	% △17.1
合 計	13,499,339	11,192,599	△2,306,739	△17.1

② 設備投資の状況

当期中において当社グループの生産能力に重要な影響を及ぼす設備投資は実施しておりません。

③ 資金調達の状況

当期中に増資あるいは社債発行、長期借入金等、特別の資金調達は実施しておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第75期 (平成26年3月期)	第76期 (平成27年3月期)	第77期 (平成28年3月期)	第78期 (平成29年3月期)
売 上 高 (千円)	15,061,293	15,161,425	13,499,339	11,192,599
経 常 利 益 (千円)	363,997	372,295	404,003	351,530
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	422,213	305,689	362,613	339,276
1株当たり当期純利益 (円)	68.64	49.70	58.95	55.16
総 資 産 (千円)	14,924,050	15,151,129	14,721,422	14,606,186
純 資 産 (千円)	10,188,312	10,524,280	10,726,867	11,023,849
1株当たり純資産額 (円)	1,656.34	1,710.97	1,743.91	1,792.19

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第75期 (平成26年3月期)	第76期 (平成27年3月期)	第77期 (平成28年3月期)	第78期 (平成29年3月期)
売 上 高 (千円)	13,335,983	13,384,130	11,953,294	9,893,130
経 常 利 益 (千円)	308,697	321,789	391,705	291,673
当 期 純 利 益 (千円)	363,494	254,282	332,227	300,837
1株当たり当期純利益 (円)	59.09	41.34	54.01	48.91
総 資 産 (千円)	13,068,984	12,992,787	12,886,011	12,785,180
純 資 産 (千円)	9,613,315	9,975,323	10,193,648	10,432,563
1株当たり純資産額 (円)	1,562.86	1,621.73	1,657.22	1,696.06

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
住倉鋼材株式会社	50,000千円	100.00%	土木建築用資材（溶接金網、フープ等）の製造販売

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境といたしましては、震災復興事業や防災関連事業による公共投資需要の本格化などの影響により、建設業界全体としては労働力不足や一部の資材高騰などの懸念材料が取り沙汰されるものの、首都圏を中心とするオリンピック関連事業の着工や、大都市圏におけるホテルなどの宿泊施設の建築需要が加わり、短期的な建設業界の受注環境については堅調な推移が見込まれております。

しかしながら、このような建設需要も中長期的に見れば、国内の少子高齢化による人口減少の問題とも相まって、将来的な建設ニーズの見通しは極めて不透明になりつつあり、建築工法の多様化なども進めば、鉄骨及び鉄筋コンクリート造の建築物に係る着工面積は減少傾向を辿るものと推測されます。

このような環境において、当社グループは利益重視の営業方針のもと、材料の調達管理の徹底及び製造コストの低減を図ると共に、今後生産性の向上のため生産設備の近代化・合理化・効率化投資をも見据え、また営業面においてはさらなるクイックデリバリーによる優位性を武器に、業績及び企業価値の向上に鋭意努めてまいります。

また、顧客のニーズに対応する製品、サービスを提供し、更なる企業競争力、企業体質強化に努め、以下の施策を今後とも実践し、将来にわたる事業の発展に邁進してまいります。

- ① 潜在需要の喚起と商品力の強化
- ② 高付加価値化の推進
- ③ 顧客密着型の事業体制の整備と営業力の強化
- ④ 販売エリアとシェアの拡大
- ⑤ 社員の活性化

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、建材製品の専門メーカーとして、土木建築用資材の製造、販売を営んでおり、他社商品の仕入、販売も行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

① 当社の営業所及び工場

事業所名	営業内容	所在地
本社	—	大阪府四條畷市
関東事業部	営業部・千葉工場	千葉県白井市
中部事業部	営業部・愛知工場	愛知県岡崎市
関西事業部	営業部・奈良工場	奈良県生駒市
	営業部・四條畷工場	大阪府四條畷市
中国事業部	営業部・岡山工場	岡山県瀬戸内市
北九州事業部	営業部・福岡工場	福岡県飯塚市
南九州事業部	営業部・都城工場	宮崎県都城市

② 子会社の営業所及び工場

会社名	営業内容	所在地
住倉鋼材株式会社	営業部・本社工場	福岡県北九州市

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
254名	7名減

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員（準社員及びパートタイマー）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
223名	4名減	43才9ヶ月	15年3ヶ月

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員（準社員及びパートタイマー）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	600,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	390,000千円
株式会社三井住友銀行	160,000千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 22,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,400,000株
- ③ 株主数 1,618名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
セ ン ト ラ ル 硝 子 株 式 会 社	1,104 ^{千株}	17.95 [%]
東 洋 物 産 株 式 会 社	618	10.06
細 川 幸 祐	291	4.74
北 川 芳 仁	285	4.65
北 川 恵 似 子	190	3.09
ト ー ア ミ 従 業 員 持 株 会	165	2.70
田 中 真 知 子	140	2.28
玉 井 徹	103	1.67
北 川 麻 理 子	100	1.63
佐 々 木 裕 紀 子	100	1.63

(注) 当社は、自己株式248,950株を保有しておりますが、表記しておりません。

なお、上記の持株比率は、発行済株式の総数から当該自己株式数を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	北川 芳徳		
代表取締役社長	北川 芳仁		
専務取締役	遠藤 博	業務統括本部長 兼 中部事業部長	住倉鋼材株式会社代 表取締役会長
常務取締役	服部 利昭	管理本部長	
取締役	佐々木 利昭	海外事業推進担当	SMC TOAMI LLC 社長
取締役	木村 芳博		
常勤監査役	吉川 保		
監査役	林 秀春		林秀春税理士事務所 税理士
監査役	近藤 正和		

- (注) 1. 取締役 木村芳博氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 林 秀春及び近藤正和の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 林 秀春氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役近藤正和氏は、金融機関において融資・審査部門の要職を歴任し、長年にわたって企業の経営分析及び再建に関わる幅広い見識と経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役吉川 保氏は、20年間にわたり当社の経理部長を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役木村芳博及び監査役近藤正和の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 監査役林 秀春氏の重要な兼職先である林秀春税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	7名	139,512千円
監 査 役	3名	10,000千円
合 計	10名	149,512千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した12,160千円(取締役6名に対し11,760千円、監査役1名に対し400千円)が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月29日開催の第72回定時株主総会決議において、年額250百万円以内となっております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月29日開催の第72回定時株主総会決議において、年額20百万円以内となっております。

③ 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	木 村 芳 博	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、必要に応じ、金融機関出身者の見地から、発言を行っております。
監 査 役	林 秀 春	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	近 藤 正 和	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、法令順守及びコーポレートガバナンス強化の観点から発言を行っております。

④ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額	子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	3名	4,800千円	一千円

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役木村芳博、社外監査役林 秀春及び近藤正和の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各氏とも240万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

ネクサス監査法人

② 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 17,000千円

当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 17,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 企業として企業倫理や法令遵守の基本姿勢を明確にし、全ての取締役及び使用人が社会の信頼に応えるコンプライアンス体制の維持向上を常に図るため、代表取締役自らが継続的に企業活動の基本としてのコンプライアンス精神を遵守すべき旨伝達・啓蒙すると同時に、内部統制推進部門の責任者として管理本部にリスク管理担当役員を置く。

- ・ 担当役員は、当社及び子会社の内部統制を推進するため、「リスク管理規程」「リスク管理委員会規程」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス委員会規程」及び「トーアミ・グループコンプライアンス・マニュアル」を制定すると同時に、当社及び子会社の事業部長等の幹部社員を委員とするリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築・整備・運用を行う。
- ・ リスク管理委員会は、リスク管理に関する当社及び子会社の全社的推進とそれらに必要な情報の共有化を図り、会社の損失を最小限にするための活動を統括し、また、コンプライアンス委員会は、企業倫理やコンプライアンス精神の強化及び向上・改善のため、具体的な施策を立案、検討し、それらのうち重要なものは、当社及び子会社の取締役会に上程されると共に、全使用人への教育の徹底を図ることにより企業文化としての浸透に努める。また、当該委員会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すと共に監査役及び内部監査室が連携し、問題点の有無を調査し把握すると同時にその改善に努める。
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人が、「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「稟議規程」の基準に則って行う業務執行の中で、法令違反その他法令上の疑義がある行為等について、早期に発見し是正するために、内部監査室がコンプライアンス状況の監査を実施し、取締役会に報告すると同時に、社内報告体制を一層強化するため、当社の内部監査室及び子会社の総務室に内部通報窓口を設置し運用する。

(反社会的勢力排除に向けた基本方針)

- ・ 当社及び子会社は、反社会的な個人及び団体からの不当要求やそれらに対する利益供与を排除し、毅然として対決していくことを「トーアミ行動指針」に定めている。仮に反社会的勢力による事案が発生した場合には、管理本部総務部を統括部署として情報を一元化し、組織的に対応することによりその遮断のための体制を整えると同時に、グループとしてそれらの勢力への対応方針を「コンプライアンス・マニュアル」に定め、社内における研修や啓蒙により周知徹底を図る。また、地元警察署との連携を密にすると共に、外部情報の収集及び反社会的勢力と関係を遮断するために、外郭団体及び組織に加盟しその連携を強化する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部に統括責任者として管理担当の取締役を任命し、情報管理体制の強化と共に「文書取扱規程」「機密文書取扱規程」「情報管理規程」及び「内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規則」に基づき、厳正に管理・保存を行う。また、取締役及び監査役は、いつでもこの文書等に関し閲覧できる。

- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 代表取締役は、当社の属する業界を含めた将来的・総合的な事業環境を展望しながら定められた年次経営計画目標が、業務執行者である各事業部長において、効率的に業務が遂行されるよう指導・監督する。それにより各事業部長は、当該経営目標を達成する具体的な施策と重点事項を推進する活動体制を決定する。
 - 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により、それぞれの責任や執行についての詳細を定める。
- ④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- グループ会社の経営管理及び内部統制については、その自主性を尊重しつつ、「グループ会社管理規程」に基づく適切な管理運営を行い、グループ全体の経営の効率性及び健全性を確保する。また、重要事項・情報の共有化を図ると共に、内部監査室によるグループ会社の業務遂行状況等の監査を実施することにより、コンプライアンス体制の構築を図り、その実効性を高めるべく必要に応じて、指導・支援を行う。
 - 代表取締役は、グループ全体での業務の適正を確保するため、子会社の経営者と日頃からコンタクトを密にして企業集団としての経営状況について十分な協議をすると同時に、取締役及び監査役を派遣し、取締役は、子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は、子会社の業務執行状況を監査すると共に、内部監査室が定期的に子会社の監査を実施し、グループ経営の適正運営を確認できる体制とする。また、子会社も当社との連携及び情報の共有を保ちつつ自社の事業規模及び機関設計等、その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本としており、当社は、その支援を行う。
 - 当社及び子会社に重要な影響を与える不測の事態が発生した場合は、「経営危機管理規程」及び「経営危機対応マニュアル」（リスク・マネジメント・ポリシー）に基づき、当社の代表取締役社長を対策本部長とする危機管理対策本部を設置し、迅速かつ必要な初期対応を行うと同時に、損害及び影響を最小化するための体制を整える。
 - 取締役会は、上記に基づくグループ管理体制の管理・見直しを行いながら、問題点の把握と改善を指示する。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社の規模及び監査の実務量から、現在は補助部門及び使用人は置いていない。今後においても、当面は監査役の職務を補助すべき使用人は置かないものとする。ただし、監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、取締役会と監査役が協議し、内部監査室の使用人に監査業務を補助する使用人として任命することができ、当該使用人は、監査役の指揮命令下に置く。

- ・ 監査役の意見を聴取、尊重するとともに、業務監査の命令を受けた使用人は、その他業務執行に係る役職を兼務せず、取締役の指揮命令を受けない。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業績や業務の遂行に与える重大な法令違反、定款違反及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実並びにその他監査役会に報告すべき事項を発見した場合は、速やかにその事実を監査役に報告するものとし、監査役は、いかなる時も必要に応じて当社及び子会社の取締役、使用人に対して報告を求める。また、当社及び子会社の「内部通報規程」に準じてその違反行為の中止を命令すると同時に、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対して不利益な扱いを行うことを禁じている。当該報告者に対して不利な扱いを行った取締役及び使用人については、「懲戒規程」により懲戒処分に付する。
 - ・ 監査役は、毎月開催する取締役会の重要な意思決定並びに業務遂行の会議に出席し、その状況を把握すると同時に意思決定の過程や業務執行の状況を把握し、必要に応じて当社及び子会社の取締役にその説明を求め、また、代表取締役との意思疎通を密にすることにより、問題の発生を的確に把握する体制を確保する。
 - ・ 調査を必要とする場合には、「監査役会規則」に基づく独立性とその権限により、監査の実効性を確保するため、監査役は内部監査室に要請して監査が効率的に行われる体制をとり、会計監査人との綿密な連携を図りながら、十分な監査成果の達成を可能にする体制を確立する。
 - ・ 監査役会では、重要事項について協議するほか、会計監査人と財務上の問題点も協議する。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・ 当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他関係法令に基づき、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に機能する体制を整備、運用する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役及び使用人は、当社の定める取締役会規則、コンプライアンス規程、企業倫理規定、トーアミグループ倫理規範、トーアミグループ・コンプライアンスマニュアル等に則り行動するとともに、有事対応に備え、リスク管理規程、経営危機管理規程、経営危機対応マニュアル（リスク・マネジメント・ポリシー）に基づき企業リスクを抽出し、それぞれ開催されるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会において事案を審議・検討し、重要事項・必要事項に関しては取締役会に報告し対策を講じている。

- ・ これらは監査役会へも報告されると同時に、監査役が毎月開催する取締役会にも出席し、取締役の業務執行が法令及び定款に適合していることを監視・監督している。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 当社の取締役及び監査役並びに内部監査室は、取締役会その他の重要な会議ごとに作成される議事録が文書取扱規程に沿って適切に保管・管理され、随時閲覧又はその写しを入手できる体制となっている。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 定時取締役会を毎月及び必要に応じて臨時取締役会が開催され、各議案の審議・決定の他、職務執行が効率的に実施できる状況が確保されている。
 - ・ 業績の進捗管理及び重要業務の執行については、担当取締役の他、各事業部長等部門責任者からも随時報告させ、問題の検討を含む業務執行の適正を確保している。
- ④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社の代表取締役が、毎月1回以上子会社を訪問し、代表取締役相互の定期報告及び情報交換並びに指示伝達を行っている。また、重要な意思決定については事前に当社の承認を得ることとしている。
 - ・ 子会社の自主性及び独自性を尊重しながら、グループ会社管理規程に基づき適正な運営管理を行うと同時に、コンプライアンス及びリスク管理体制においても共有し、子会社からは随時必要事項の報告を受けている。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 当社は、独立した内部監査室長を選任しているが、監査の規模等も勘案し専任の監査補助のための従業員は配置していない。しかし必要に応じ本社の管理本部責任者が、監査役の要請に応じ随時熟練した管理本部社員を補助者として配置する体制を取っており、実務に当たっている。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 全監査役は、毎月開催の取締役会へ出席し、常勤監査役は取締役会のみならず営業責任者会議及び各事業部の責任者を委員とするコンプライアンス委員会並びにリスク管理委員会等の社内会議へも適宜出席し、法令順守に関する事項、リスク抽出の関する事項の他、取締役の業務の執行状況も把握できる体制を確保している。
 - ・ 本社管理本部責任者は、常時常勤監査役との報告及び情報交換の機会を持ち、業務の執行状況及び発生する諸問題等についても必要に応じ意見を求めている。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・ 監査役は、会計監査人から事業年度の監査結果について定期的に報告を受ける他、法令に基づく内部システムの整備状況等も確認し、適宜会計監査人から監査状況を聴取している。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,473,220	流動負債	2,942,509
現金及び預金	2,566,511	支払手形及び買掛金	1,280,083
受取手形及び売掛金	3,527,786	短期借入金	1,150,000
電子記録債権	524,410	リース債務	1,121
商品及び製品	466,540	未払法人税等	50,954
仕掛品	218,754	賞与引当金	88,122
原材料及び貯蔵品	1,036,347	その他	372,227
繰延税金資産	84,271	固定負債	639,827
その他	50,354	繰延税金負債	258,221
貸倒引当金	△1,755	リース債務	2,242
固定資産	6,132,965	役員退職慰労引当金	314,360
有形固定資産	4,975,308	退職給付に係る負債	48,674
建物及び構築物	832,495	その他	16,328
機械装置及び運搬具	374,819	負債合計	3,582,336
土地	3,746,531	(純資産の部)	
建設仮勘定	7,479	株主資本	10,871,757
その他	13,982	資本金	1,290,800
無形固定資産	53,675	資本剰余金	1,207,310
その他	53,675	利益剰余金	8,486,435
投資その他の資産	1,103,980	自己株式	△112,787
投資有価証券	633,410	その他の包括利益累計額	152,091
関係会社出資金	182,432	その他有価証券評価差額金	226,816
関係会社長期貸付金	77,130	繰延ヘッジ損益	837
退職給付に係る資産	136,362	退職給付に係る調整累	△75,562
その他	80,584	純資産合計	11,023,849
貸倒引当金	△5,939	負債純資産合計	14,606,186
資産合計	14,606,186		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,192,599
売 上 原 価		8,912,823
売 上 総 利 益		2,279,776
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,036,747
営 業 利 益		243,028
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	11,891	
受 取 賃 貸 料	19,564	
為 替 差 益	74,592	
そ の 他	11,373	117,422
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,078	
売 上 割 引	2,203	
そ の 他	638	8,920
経 常 利 益		351,530
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	403	403
特 別 損 失		
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	4,838	4,838
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		347,096
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	65,342	
法 人 税 等 調 整 額	△57,522	7,819
当 期 純 利 益		339,276
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		339,276

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度 期首残高	1,290,800	1,207,310	8,239,424	△112,787	10,624,747
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△92,265		△92,265
親会社株主に帰属 する当期純利益			339,276		339,276
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)					
当連結会計年度 変動額合計	—	—	247,010	—	247,010
当連結会計年度末残高	1,290,800	1,207,310	8,486,435	△112,787	10,871,757

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に 係る調整 累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度 期首残高	204,038	△6,727	△95,190	102,120	10,726,867
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△92,265
親会社株主に帰属 する当期純利益					339,276
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)	22,777	7,565	19,628	49,971	49,971
当連結会計年度 変動額合計	22,777	7,565	19,628	49,971	296,982
当連結会計年度末残高	226,816	837	△75,562	152,091	11,023,849

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は、住倉鋼材株式会社の1社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社 (SMC TOAMI LIMITED LIABILITY COMPANY) につきましては、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。移動平均法による原価法を採用しております。

・時価のないもの

② たな卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～14年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は、次のとおりであります。

ヘッジ手段…デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象…外貨建予定取引、外貨建債務

③ ヘッジ方針

外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的として、為替予約取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末において、個々の取引ごとのヘッジの有効性の評価をしておりますが、ヘッジ対象になる外貨建取引と為替予約取引について、通貨・金額・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジの有効性が極めて高いことから評価を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債又は資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、当社においては当連結会計年度末に、年金資産の額が退職給付債務の額を超えているため、当該超過額を投資その他の資産に「退職給付に係る資産」として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主として発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生連結会計年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 消費税等の会計処理

4. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

5. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	217,283千円
土地	294,121千円
計	511,405千円

上記の物件は、短期借入金 410,000千円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

9,478,533千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
普通株式	6,400,000	—	—	6,400,000

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	46,132	7.50	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月9日 取締役会	普通株式	46,132	7.50	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月29日開催の第78回定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	76,888	利益剰余金	12.50	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は上場株式と追加型株式投資信託であり、いずれも四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金の一部には、原材料の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用してヘッジ取引を目的とした為替予約取引を行っております。

また、デリバティブ取引は「デリバティブ取扱規程」に沿って、実需の範囲で行うこととしております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「3. 会計方針に関する事項」に記載されている「(4) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	2,566,511	2,566,511	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,527,786	3,527,786	-
(3) 電子記録債権	524,410	524,410	-
(4) 投資有価証券	633,410	633,410	-
(5) 関係会社長期貸付金 (1年内回収予定のものを含む)	84,142	84,142	-
(6) 支払手形及び買掛金	(1,280,083)	(1,280,083)	-
(7) 短期借入金	(1,150,000)	(1,150,000)	-
(8) 未払法人税等	(50,954)	(50,954)	-

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、上場株式は取引所の価格により、また、追加型株式投資信託はオープン基準価格によっております。

(5) 関係会社長期貸付金(1年内回収予定のものを含む)

変動金利のため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、並びに(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 関係会社出資金(連結貸借対照表計上額182,432千円)は、市場価格がなく、キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、注記は省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,792円19銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 55円16銭 |

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,639,458	流動負債	1,944,182
現金及び預金	2,475,894	支払手形	21,239
受取手形	1,184,771	買掛金	999,729
電子記録債権	447,389	短期借入金	490,000
売掛金	1,906,847	リース債務	1,121
商品及び製品	410,824	未払法人税等	32,721
仕掛品	199,211	未払金	167,616
原材料及び貯蔵品	848,107	未払費用	132,082
繰延税金資産	76,099	預り金	6,440
その他	91,020	賞与引当金	75,110
貸倒引当金	△707	その他	18,120
固定資産	5,145,721	固定負債	408,434
有形固定資産	3,648,867	繰延税金負債	84,402
建物	769,492	リース債務	2,242
構築物	15,396	役員退職慰労引当金	305,460
機械及び装置	252,232	その他	16,328
車両運搬具	20,793	負債合計	2,352,616
工具器具及び備品	12,337	(純資産の部)	
土地	2,572,836	株主資本	10,204,909
建設仮勘定	5,778	資本金	1,290,800
無形固定資産	51,653	資本剰余金	1,207,310
ソフトウェア	47,603	資本準備金	1,205,879
その他	4,050	その他資本剰余金	1,430
投資その他の資産	1,445,200	利益剰余金	7,819,586
投資有価証券	633,410	利益準備金	128,430
関係会社株式	104,000	その他利益剰余金	7,691,156
関係会社出資金	182,432	別途積立金	6,500,000
関係会社長期貸付金	209,130	繰越利益剰余金	1,191,156
前払年金費用	245,273	自己株式	△112,787
その他	76,892	評価・換算差額等	227,654
貸倒引当金	△5,939	その他有価証券評価差額金	226,816
資産合計	12,785,180	繰延ヘッジ損益	837
		純資産合計	10,432,563
		負債純資産合計	12,785,180

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,893,130
売 上 原 価		7,921,993
売 上 総 利 益		1,971,136
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,790,206
営 業 利 益		180,929
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,976	
受 取 賃 貸 料	17,073	
為 替 差 益	74,592	
そ の 他	10,369	116,011
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,877	
売 上 割 引	1,759	
そ の 他	630	5,267
経 常 利 益		291,673
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	403	403
特 別 損 失		
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	4,838	4,838
税 引 前 当 期 純 利 益		287,239
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	44,356	
法 人 税 等 調 整 額	△57,955	△13,598
当 期 純 利 益		300,837

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,290,800	1,205,879	1,430	1,207,310	128,430	6,500,000	982,584	7,611,014
当期変動額								
剰余金の配当							△92,265	△92,265
当期純利益							300,837	300,837
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	208,571	208,571
当期末残高	1,290,800	1,205,879	1,430	1,207,310	128,430	6,500,000	1,191,156	7,819,586

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△112,787	9,996,337	204,038	△6,727	197,311	10,193,648
当期変動額						
剰余金の配当		△92,265				△92,265
当期純利益		300,837				300,837
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			22,777	7,565	30,343	30,343
当期変動額合計	—	208,571	22,777	7,565	30,343	238,915
当期末残高	△112,787	10,204,909	226,816	837	227,654	10,432,563

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ② 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
デリバティブ 時価法を採用しております。
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品、製品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - (2) 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	7年～47年
機械及び装置	2年～10年
 - (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
定額法を採用しております。
 - (4) 長期前払費用 定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末において、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、当該超過額を投資その他の資産に「前払年金費用」として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は、次のとおりであります。

ヘッジ手段 ……デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象 ……外貨建予定取引、外貨建債務

(3) ヘッジ方針

外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的として、為替予約取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、事業年度末において、個々の取引ごとのヘッジの有効性の評価をしておりますが、ヘッジ対象になる外貨建取引と為替予約取引について、通貨・金額・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジの有効性が極めて高いことから評価を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

8. 会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

9. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	217,283千円
土地	294,121千円
計	511,405千円

上記の物件は、短期借入金 410,000千円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,615,845千円

3. 関係会社に対する金銭債権、債務は、次のとおりであります。

(1) 短期金銭債権	103,228千円
(2) 長期金銭債権	209,130千円
(3) 短期金銭債務	7,661千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引高	
① 売上高	225,184千円
② 仕入高	97,754千円
(2) 営業取引以外の取引高	3,944千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	248,950	-	-	248,950

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	23,178千円
未払社会保険料	3,613千円
貸倒引当金	2,037千円
役員退職慰労引当金	93,531千円
ゴルフ会員権評価損	22,107千円
たな卸資産評価損	6,012千円
繰越欠損金	214,585千円
減損損失累計額	535,844千円
その他	7,072千円
小計	907,983千円
評価性引当額	△741,081千円
繰延税金資産計	166,901千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△100,102千円
前払年金費用	△75,102千円
繰延税金負債計	△175,205千円
繰延税金負債の純額	△8,303千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	住倉鋼材㈱	所有 直接 100.00%	資金の援助 役員の兼任	利息の受取 (注)	2,084	その他流動 資産 (短期貸 付金)	42,000
						長期貸付 金	132,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間9年、金利は四半期毎、元金は半年賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,696円06銭
2. 1株当たり当期純利益 48円91銭

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社トーアミ
取締役会 御中

ネクサス監査法人

代表社員 公認会計士 高谷和光 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 岩本吉志子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーアミの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーアミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社トーアミ
取締役会 御中

ネクサス監査法人

代表社員 公認会計士 高谷 和光 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 岩本 吉志子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーアミの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

株式会社トーアミ 監査役会

常勤監査役 吉 川 保 ㊟

社外監査役 林 秀 春 ㊟

社外監査役 近 藤 正 和 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案：第1号議案から第8号議案まで＞

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適正な利益還元を重視しながら、経営体質の強化及び将来の事業展開を総合的に勘案し、安定した配当を維持することを基本方針としております。

第78期の期末配当につきましては、本年をもって創業130年を迎えますことから、株主の皆様のご支援に感謝の意を表するとともにこれを記念し、普通配当に1株あたり5円の記念配当を加えて、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき12円50銭（うち、普通配当7円50銭、記念配当5円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、76,888,125円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日といたしたいと存じます。

＜第2号議案から第8号議案までに係る参考事項＞

第2号議案から第8号議案までは、監査等委員会設置会社への移行及び報酬体系の変更に関連するものです。

【監査等委員会設置会社への移行及び新たな報酬制度導入をお諮りする理由】

当社グループは、企業価値の継続的な向上と株主の皆様をはじめとするステークホルダーから信頼されるコーポレートガバナンス体制を構築することが、経営上の最重要課題と位置付けております。このため、担当取締役を中心としたコンプライアンス及びリスク管理の推進組織を当社グループ内に設置し、内部統制システムの整備と運用の充実を図るとともに、そのモニタリングを通して経営の効率性、健全性、透明性の向上と企業倫理の確立を目指し、企業統治の実現を図ってまいりました。

また、当社は社外取締役1名及び社外監査役2名を置き、取締役の職務執行の監視と取締役会の運営に関して外部の視点を反映させることで、取締役会の機能強化と業務執行の適正化に貢献しています。

平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社が導入されましたので、この新たな企業統治体制について検討を重ねた結果、コーポレートガバナンス体制の強化と経営の監督機能の一層の強化とともに、意思決定の迅速化を図るため、現在の内部統制システム及びモニタリング体制を維持しながら監査等委員会設置会社に移行することが適切であると判断するに至りました。

この機関設計の変更に伴い、取締役の役割及び責任の範囲が従前と異なることから、役員報酬制度についても見直しを行い、株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクの負担を含めた変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値の向上に貢献するためのインセンティブを与えることを目的とした制度として、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたしました。

また、新たな企業統治体制の構築及び役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止いたします。

【監査等委員会設置会社について】

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により新たに設けられた機関設計です。
- (2) 監査等委員会設置会社においては、監査役に代わり、監査等委員会が監査を担います。したがって、監査役及び監査役会は設置されません。
- (3) 監査等委員会は、3名以上の監査等委員である取締役で構成され、その過半数が社外取締役で占められます。
- (4) 監査等委員である取締役は、監査等委員以外の取締役とは区別して株主総会において選任されます。
- (5) 監査等委員会設置会社では、監査等委員が取締役として取締役会における議決権を有しているほか、監査等委員会が選定する監査等委員が監査

等委員以外の取締役の選解任、辞任及び報酬等について株主総会において監査等委員会の意見を述べる権限を有しています。これらは、監査役にはない権限（監督に関する権限）であります。

- (6) 監査等委員会設置会社においては、取締役の過半数が社外取締役である場合のほか、取締役会決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の定めが定款に置かれている場合には、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除きます。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することが可能であり、かかる委任を行うことにより、経営に関する意思決定の迅速化を図ることが可能です。

【監査等委員会設置会社移行及び新たな報酬制度に関連する議案について】

- (1) 監査等委員会設置会社への移行には、監査役及び監査役会に係る規定を廃し、新たに監査等委員会に係る規定を設けるなど、所要の定款変更を行う必要があるため、第2号議案において、そのような監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の定款変更等についてお諮りいたします。
- (2) 監査等委員会設置会社における取締役の選任は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）と監査等委員である取締役とを区別してしなければならないことから、第3号議案において取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の選任を、第4号議案において監査等委員である取締役の選任を、それぞれお諮りいたします。
- (3) 監査等委員会設置会社においては、監査等委員の地位の独立性を確保するため、取締役の報酬額については、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議により定める必要があるため、第5号議案において取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額について、第6号議案において監査等委員である取締役の報酬額について、それぞれお諮りいたします。
- (4) 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）に対し、第7号議案において、第5号議案の報酬枠とは別枠で譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することについてお諮りいたします。

- (5) 役員退職慰労金制度廃止に伴い、第8号議案において、在任中の取締役及び監査役に対し、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打切り支給することについてお諮りいたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、監査役及び監査役会に関する規定の削除、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、並びにその他所要の変更を行うものであります。
- ・監査役及び監査役会に関する規定の削除（現行定款第5章表題、現行定款第29条から第38条まで）
 - ・監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設（変更案第5章表題、変更案第30条から第34条まで）
 - ・その他所要の変更（変更案第4条、第18条から第21条まで、第23条から第25条まで、第27条）

- (2) 社外取締役との責任限定契約について、報酬体系の変更により適用されなくなる責任限度額「240万円以上であらかじめ定めた金額」を削除し、「法令が規定する額」に一本化するものであります。（変更案第28条）

この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (3) 業務執行との機能分離による経営監督機能の強化及び意思決定の迅速化を図る観点から、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。（変更案第29条）
- (4) 公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。（変更案第5条）

本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第一章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p>第一章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載して行う。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告<u>方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第二章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第二章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p>
<p>第三章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第三章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>4名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
第22条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役が記名押印を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を、書面又は電磁的記録をもって議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、240万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第 427条第1項の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第 399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印を行う。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削 除)
<p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(社外監査役との責任限度契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、240万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	(削 除)
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第五章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を、書面又は電磁的記録をもって議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名を行う。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第六章 会計監査人</p> <p>第39条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第六章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>第七章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第七章 計 算</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役6名全員は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する社数 株式の数
1	きたがわ よしのり 北川 芳徳 (昭和16年8月25日生)	昭和38年 5月 当社入社 昭和48年10月 当社取締役 昭和55年10月 当社代表取締役社長 平成25年 6月 当社代表取締役会長（現任）	12,844株
	[取締役候補者の選任理由] 北川芳徳氏は、昭和55年に当社代表取締役社長に就任し、平成25年からは代表取締役会長を務め、当業界のリーダーとしての見識を持ち、永年にわたり当社グループの事業を指揮し実績を積み上げてきたことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	きたがわ よしひと 北川 芳仁 (昭和44年8月8日生)	平成13年 8月 当社入社 平成20年 6月 当社取締役 平成22年 6月 当社常務取締役 平成23年 4月 当社関西事業部長 兼 中国事業部長 平成25年 6月 当社代表取締役社長（現任）	285,996株
	[取締役候補者の選任理由] 北川芳仁氏は、平成25年以來当社の代表取締役社長を務め、経営者として若く新しい知見を持って、意欲的に経営改革及び企業価値の向上並びにコーポレートガバナンスの強化に努めており、当社グループの経営推進役として適任であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する社 当株式の数
3	えんどう ひろし 遠藤 博 (昭和23年9月9日生)	昭和43年 8月 当社入社 平成 4年 1月 当社取締役 平成11年 1月 当社常務取締役 平成17年 6月 当社専務取締役 (現任) 平成19年 6月 当社業務統括本部長 (現任) 兼 関東事業部長 平成25年 5月 当社中部事業部長 (現任) (重要な兼職の状況) 住倉鋼材株式会社 代表取締役会長	45,400株
[取締役候補者の選任理由] 遠藤 博氏は、入社以来、主に営業部門を担当し、豊富な業務経験と事業に関する十分な知識を持って、業務統括本部長としての指導力を発揮しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	はっとり としあき 服部 利昭 (昭和29年6月3日生)	平成16年12月 当社入社 平成18年 6月 当社取締役 平成20年 6月 当社常務取締役管理本部長 (現 任)	10,900株
[取締役候補者の選任理由] 服部利昭氏は、当社の総務、人事及び経理部門の統括並びに内部統制システムを含むリスク管理・コンプライアンス体制の運営を担い、事業経営及び管理業務全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
5	ささき としあき 佐々木 利昭 (昭和42年12月25日生)	平成 7年12月 当社入社 平成20年 6月 当社取締役 (現任) 平成23年 4月 当社中部事業部長 平成25年 5月 当社中国事業部長 平成25年 6月 当社関西事業部長 平成27年 4月 SMC TOAMI LLC 社長 平成29年 4月 当社北九州事業部長 兼 南九州 事業部長 (現任)	17,700株
[取締役候補者の選任理由] 佐々木利昭氏は、当社の複数の事業拠点で責任者として製造及び営業部門を担った経験から当社の事業全般に精通しており、当社のベトナム合弁事業のマネジメントを経験し、経営全般にわたる見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 社 数 株 式 の 数
6	きむら よしひろ 木 村 芳 博 (昭 和 27 年 4 月 11 日 生)	平成13年 7月 株式会社大和銀行 (現株式会社 りそな銀行) 奈良支店長 平成15年 1月 株式会社大和銀総合システム (現株式会社DACS) 営業部長 平成17年10月 同社管理部長 平成24年 4月 同社退職 平成27年 6月 当社社外取締役 (現任)	0株
[社外取締役候補者の選任理由] 木村芳博氏は、金融機関において、多くの企業経営を見続けてきた業務経験と、財務に関する豊富な知識を活かして、中立で客観的な意見・提言をしていただく立場に適しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 木村芳博氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者 木村芳博氏は、使用人であった他の会社と当社との間に人的関係、資金的関係その他の利害関係もないため、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 候補者 木村芳博氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 社外取締役に就任してからの年数
 候補者 木村芳博氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
1	吉川保 (昭和24年1月20日生)	平成3年8月 当社入社 平成4年1月 当社管理本部経理部長 平成5年6月 当社取締役 平成24年6月 当社常勤監査役(現任)	11,700株
<p>監査等委員である取締役候補者の選任理由</p> <p>吉川保氏は、20年間にわたり当社の経理部長を担当し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これまで監査役に就任いただいておりますことから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	林秀春 (昭和8年11月24日生)	平成4年6月 高松国税局長 平成5年7月 同国税局退官 平成5年9月 税理士登録 平成5年10月 税理士事務所開業 平成18年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 林秀春税理士事務所 税理士	0株
<p>監査等委員である社外取締役候補者の選任理由</p> <p>林秀春氏は、税務、経営に関する見識、経験ともに豊富であり、他社の社外監査役も兼任するなど、監査機能の強化が見込まれるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	近藤 正和 <small>こんどう まさかず</small> (昭和25年6月2日生)	平成15年10月 株式会社りそな銀行 融資管理部主任主査役 平成16年 3月 同行退職 平成22年 6月 日本エスリード株式会社 社外監査役 平成27年 6月 当社社外監査役(現任) 平成28年 6月 日本エスリード株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)	0株
<p>監査等委員である社外取締役候補者の選任理由</p> <p>近藤正和氏は、金融機関において融資・審査部門の要職を歴任し、長年にわたって企業の経営分析及び再建に携わった幅広い見識と経験を有しており、コーポレートガバナンス並びに当社の監視体制の強化への貢献が期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 林 秀春、近藤正和の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者 近藤正和氏は、現在日本エスリード株式会社の社外取締役(監査等委員)を兼任しておりますが、当社との人的関係、資金的関係その他の利害関係はなく、使用人であった他の会社と当社との間にも人的関係、資金的関係その他の利害関係はないため、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 候補者 林 秀春、近藤正和の両氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 社外監査役に就任してからの年数
- 候補者 林 秀春、近藤正和の両氏は、現在、当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は本総会終了の時をもって、林 秀春氏は11年、近藤正和氏は2年となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

本議案は、当社が第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行することに伴い、現在の取締役の報酬額を廃止し、新たな取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の設定についてお諮りするものであります。

当社の取締役の報酬額は、平成23年6月29日開催の第72回定時株主総会において年額2億50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない）とご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合にも、現在の取締役の報酬額の設定を、新たな取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額に適用し、年額2億50百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）と設定することについてお諮りするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものとします。

また、現在の取締役の員数は6名（うち、社外取締役の員数は1名）ありますが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役の員数は1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内に設定させていただきたいと存じます。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）を対象に、株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクの負担を含めた変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値の向上に貢献するためのインセンティブを与えることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200万円以内といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役及び監査等委員である取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給しないものといたします。

現在の取締役の員数は6名（うち、社外取締役の員数は1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役の員数は1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年2万8千株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より10年間から20年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第8号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打切り支給の件

当社は、平成29年4月20日開催の取締役会の決議により、監査等委員会設置会社への移行に伴う報酬体系の見直しの一環として、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

これに伴い、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」をご承認いただくことを条件として重任予定の取締役（社外取締役を除く。）5名及び本総会終結後に監査等委員である取締役に就任予定の監査役1名に対し、在任中の功労に報いるため、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を打切り支給することとしたいと存じます。

なお、支給の時期はそれぞれの退任時といたしたく、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合に就任する監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
北川芳徳	昭和48年10月 当社取締役 昭和55年10月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役会長（現任）
北川芳仁	平成20年6月 当社取締役 平成22年6月 当社常務取締役 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任）
遠藤博	平成4年1月 当社取締役 平成11年1月 当社常務取締役 平成17年6月 当社専務取締役（現任）
服部利昭	平成18年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役（現任）
佐々木利昭	平成20年6月 当社取締役（現任）
吉川保	平成24年6月 当社常勤監査役（現任）

〈株主提案：第9号議案から第11号議案まで〉

第9号議案から第11号議案までは、株主様（1名）からのご提案によるものです。

なお、提案株主の有する議決権の数は2,917個です。

取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対いたします。

以下、各議案の件名、提案内容及び提案理由は、議案の番号を変更したことを除き、提案株主から提出された議案提案書の原文のまま、提案された順に記載しております。

第9号議案 定款の新設の件

（1）役員退職慰労金制度の不採用

役員退職金制度は不採用とする。

理由 当社は、平成23年3月期に特別損失として減損損失21億円を発表し、実績は連結で28億65百万円1株当たり458.60円の損失を計上した。平成27年11月9日、業績予想の修正にて連結売上高15億円の減少を発表した。平成28年4月25日、純利益は増加させたが、さらに連結売上高5億円の減少を発表した。平成28年11月7日に又しても業績予想の下方修正を行い平成29年3月期通期連結業績予想は売上高137億円から25億円減少の112億円と発表した。平成23年3月期の特別損失の主たる原因である平成12年の千葉工場隣接地取得時から平成29年3月期に至る17年間は取締役、監査役の経営判断の誤り、能力の欠如が明らかである。よって定款に役員退職慰労金制度の不採用を定め、現在有る役員退職慰労金制度は定款にて廃止し積立済みの役員退職慰労金は支給しない。

（2）役員定年

役員定年は65歳の誕生日を含む決算期末までとし、役員経験者の名誉職、顧問職は設けない。

理由 当社は上場企業であり経常黒字を継続して上げることを目的としている。加齢による経営判断の誤り、経常赤字、業績の下方修正を繰り返す愚行を防ぐため、定款に役員定年は65歳の誕生日を含む決算期末までとし、役員経験者の名誉職、顧問職は設けないと定める。

(当社取締役会の意見)

取締役会としては、本議案に反対いたします。

(1) 役員退職慰労金制度の不採用の件

当社は、新たな企業統治体制構築のため役員報酬体系を見直し、年功的かつ報酬の後払い的要素の強い本制度を廃止することを、平成29年4月20日開催の取締役会において既に決議しております。従いまして、本議案において提案された定款の新設は不要であると考えております。

また、各役員の前在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に則った相応の打切り支給は妥当であり、第8号議案でのご審議も含め、十分にご理解いただけるものと考えております。

(2) 役員定年の件

当社は役員の前定年を定めた「役員の前定年に関する内規」に従い、取締役会において当該役員の前定年延長に関する経営上の必要性、妥当性等を十分に審議し、合議により決定しており、役員の前年齢のみを基準とする定款への規定新設は必要ないものと考えております。

なお、定年後の役員に対し業務を委嘱する場合、永年培った能力、経験、実績等から、実務に則し、後進の育成等にも有用であると判断する場合のみ委嘱をするものであり、名誉職等に該当するものではありません。

第10号議案 剰余金の処分の件

第78期の期末配当につきましては、期末配当1株につき22円50銭を提案いたします。

理由 平成7年の上場時の株価は1,410円に対して平成29年4月28日終値は544円に低迷し1株当たり純資産1,749円(平成28年9月末)の3分の1以下の評価しかされていません。半期配当1株につき7円50銭に期末配当1株につき22円50銭を加えて年間30円配当とし、配当政策により株式市場における当社の評価を向上させ、株主全員の利益とします。

配当財産の種類

金銭といたします

配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき22円50銭といたします。

なお、この場合の前配当総額は138,398,625円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日といたします。

(当社取締役会の意見)

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、安定配当の継続こそが長期間当社の株式を保有いただいている多くの株主様の共通の利益に資すると考え、急激な事業環境の悪化により業績不振に陥った状況におきましても、安定配当の基本方針を貫く配当政策を実行してまいりました。

今後におきましても、株主様への安定配当の維持を大前提に、将来における機動的経営投資と財務体質の健全性とをバランスさせながら慎重に配当政策を決定したうえで、株主の皆様へ剰余金の処分案を提案してまいります。

第78期の期末配当につきましては、1株あたり普通配当7円50銭に5円の記念配当を加えて、当社普通株式1株につき12円50銭とする剰余金の処分案を、第1号議案「剰余金の処分の件」において提案しております。

第11号議案 取締役1名解任の件

(1) 北川芳徳取締役解任

理由 平成7年の上場時の株価は1,410円に対して平成29年4月28日終値は544円に低迷し1株当たり純資産の3分の1以下の評価しかされていません。

株主として当社の業績、発表を検査すると平成23年3月期に特別損失として減損損失21億円を発表し実績は連結で28億65百万円1株当たり458.60円の損失を計上。平成27年11月9日、業績予想の修正にて連結売上高15億円の減少を発表。平成28年4月25日、純利益は増加させたが、さらに連結売上高5億円の減少を発表。平成28年11月7日に又しても業績予想の下方修正を行い平成29年3月期通期連結業績予想は売上高137億円から25億円減少の112億円と発表。広く一般から出資され、業績を向上させなければならない上場企業の取締役としての職務を執行できず、長年にわたる経営判断の誤り、能力の欠如が明らかである。

(当社取締役会の意見)

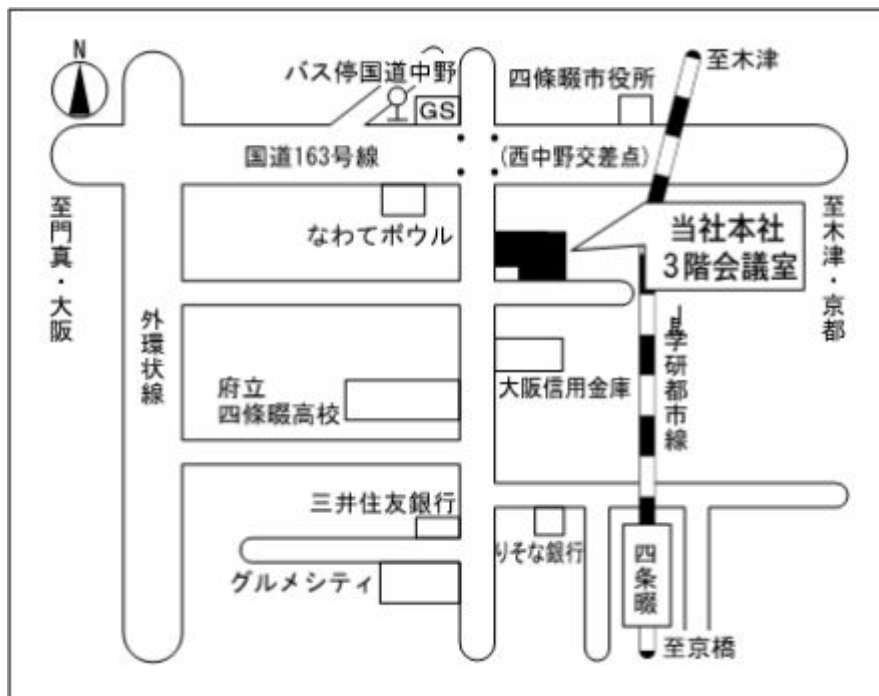
取締役会としては、本議案に反対いたします。

北川芳徳氏につきましては、永年にわたり当社グループの事業を指揮してきた実績を有し、そこで培った経験及び能力について十分に勘案し、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」において、取締役候補者といたしております。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府四條畷市中野新町10番20号
当社本社 3階会議室
T E L (072) 876-1121 (代表)



- 交 通 ■ J R学研都市線四條畷駅より徒歩約15分
■ 京阪電車大和田駅より京阪バス(㊶㊷系統)にて
国道中野下車徒歩約3分